平成２４年（フ）第６０４号
名古屋市中区新栄１丁目10番32号
破産者　有限会社和食多かはし
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４６号
愛知県春日井市東野町２丁目16番地11
破産者　有限会社美装産業
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３号
三重県度会郡大紀町大内山783番地、住民票上の住所三重県津市大里睦合町962番地11
破産者　陶山　一久
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第７８３０号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目８番26号アネスト尼崎ビル６Ｆ－Ａ
破産者　有限会社ｓｔｙｌｅ
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８４８号
大阪府箕面市石丸３丁目17番21号
破産者　有限会社クリエイト
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６４６号
大阪市生野区新今里１丁目17番16号
破産者　有限会社プロ・ユニット
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０２２号
大阪市浪速区元町３丁目１番18号
破産者　株式会社ノーヴ
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０３２号
大阪府東大阪市大蓮東３丁目１番10号
破産者　有限会社たのしや
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５２６号
堺市堺区南島町二丁83番地６
破産者　清建工業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４８６号
神戸市北区鹿の子台北町４丁目８番32号、従前の住所兵庫県三田市木器1410番地８
破産者　吉名　正俊
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８６号
神戸市長田区細田町５丁目２番３号サークルビル４Ｆ
破産者　株式会社モードティーズ
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６０号
兵庫県西宮市上ヶ原十番町２番30―330号
破産者　有限会社カレンツ
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０３５号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目40番14号
破産者　丸実食品有限会社
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８２号
愛媛県松山市鷹子町626番地２
破産者　東和レジスター販売株式会社
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２号
青森県十和田市大字三本木字一本木沢113番地４
破産者　カナディアンホームズ有限会社
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１１２６号
仙台市青葉区五橋２丁目11番１号　ショーケー本館ビル６階、商業登記簿上の住所仙台市青葉区二日町２番１号　キムラオフィスビル
破産者　株式会社アドバンスネットワーク
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
茨城県取手市青柳122番地の３
破産者　有限会社田村新聞店
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
新潟県小千谷市上ノ山４丁目３番49号
破産者　有限会社クリーン開発越後
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１号
長野県諏訪市大字四賀3076番地１
破産者　有限会社祥企画
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第５号
京都府舞鶴市字大波下小字島田1006番地の３
破産者　有限会社ジェイ・ウエスト
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係